

四 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則（昭和四十八年大蔵省令第五十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保証団体となるための認可を申請する際の添付書類）</p> <p>第一条 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号。以下「法」という。）第五条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 当該法人の登記事項証明書</p> <p>三及び四 （省 略）</p>	<p>（保証団体となるための認可を申請する際の添付書類）</p> <p>第一条 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 当該法人の法人登記簿の謄本</p> <p>三及び四 同 上</p>